

国民健康保険の税率など改定

国民健康保険税条例の一部改正

国民健康保険税の課税割合などを変更するため、国民健康保険税条例の一部を改正しました。

令和8年度から、健康保険者が「子ども・子育て支援金」を拠出することとなったことなど市国民健康保険の状況を考慮しています。

新たな課税割合などは、本年度から適用されています。

す。なお、低所得者の均等割、平等割については従来どおり、所得に応じて7割・5割・2割の軽減が適用されます。

☎国保年金課 995-1814

☎税務課 995-1810



	基礎課税額 (医療分)		後期高齢者支援金等 課税額		介護納付金課税額		子ども・子育て支援 納付金課税額	
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
所得割額 ※1	6.80%	6.75%	2.40%	2.30%	2.10%	1.94%	—	0.23%
均等割額 (1人当たり年間)	26,000円	31,000円	9,400円	10,500円	14,200円	16,000円	—	1,500円 ※2
平等割額 (1世帯当たり年間)	18,600円	19,600円	6,800円	6,800円	—	—	—	—
限度額	66万円	67万円	26万円	変更なし	17万円	変更なし	—	3万円

※1 所得割 = (前年の所得額 - 基礎控除43万円) × 税率 (加入者単位で計算し世帯で合算)

※2 子ども・子育て支援金課税額の均等割は、18歳未満の人は軽減されます。表の1,500円には、18歳以上被保険者均等割額120円を含みます。

後期高齢者医療の保険料率を改定

保険料は8月に決定します

後期高齢者医療制度の保険料は、被保険者の前年の所得に応じて負担する「所得割額」と被保険者全員が負担する「均等割額」を合計し、個人単位で計算されます。保険料率は都道府県単位で決定され、医療分は2年ごと、子ども分は1年ごとに見直されます。令和8・9年度の保険料率は、次のとおり改定されました。

年間保険料の計算方法

保険料はそれぞれ、「所得割額 (前年の総所得金額 - 基礎控除額43万円) × 9.35%」+「均等割額」で計算し、医療分と子ども分を合計したものが年間保険料になります。

8月に保険料を決定

令和8年度の後期高齢者医療保険料は8月に決定し、保険料額決定通知書を送付します。

医療分の保険料率

区分	令和6・7年度	令和8・9年度
所得割率	9.49%	9.35%
均等割額	47,000円	51,100円
賦課限度額	80万円	85万円

子ども分の保険料率

令和8年度から、「子ども・子育て支援金制度」が始まります。

区分	令和7年度	令和8年度
所得割率	—	0.25%
均等割額	—	1,400円
賦課限度額	—	21,000円

☎国保年金課 995-1813

☎静岡県後期高齢者医療広域連合 054-270-5528



◀ 保険料率の改定について
静岡県後期高齢者医療広域連合の
ウェブサイト

